

トラックの標準的な運賃に係る燃料サーチャージ計算式等に関する  
告示の制定について（2回目）

1. 日 時

令和5年1月19日（木） 11：35～11：40

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 宮田、本間、佐藤、廣井

4. 議事概要

- 令和5年1月12日（木）の審議を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、本件については、現行の「標準的な運賃」に基づく「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について（令和2年4月24日付け国自貨第14号）」において定められた燃料サーチャージの算出方法等を、より広く関係者に周知することを目的に、その内容を変更することなく、「標準的な運賃」の一部として位置付けるものであることが確認されたため、国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案と認定した。

（注）事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。